

# 被災者支援制度の手引き



霧島市

令和7年8月現在

## 被災者支援制度のご案内

霧島市では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種支援制度を用意しております。  
この手引きは、皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら、生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、これらの支援制度をまとめたものです。

支援制度		担当部署	ページ
1 給 付	市法外援護見舞金	本庁保健福祉政策課	1
	災害弔慰金	本庁保健福祉政策課	1
	災害障害見舞金	本庁保健福祉政策課	1
	被災者生活再建支援金	本庁保健福祉政策課	1
	小災害罹災者に対する援護措置	本庁保健福祉政策課	1
	県単災害弔慰金	本庁保健福祉政策課	2
	県住家災害見舞金	本庁保健福祉政策課	2
	県被災者生活支援金	本庁保健福祉政策課	2
	県共同募金会災害見舞金	市社会福祉協議会総務課、県共同募金会霧島市共同募金委員会	2
	市社会福祉協議会災害見舞金	市社会福祉協議会総務課	2
	日本赤十字社災害死亡弔慰金	市社会福祉協議会総務課、日本赤十字社鹿児島県支部霧島市地区	2
	日本赤十字社災害救援物資の配分	市社会福祉協議会総務課、日本赤十字社鹿児島県支部霧島市地区	3
	被災等児童生徒に係る教科書給与	市教育委員会学校教育課	3
	霧島市就学援助事業	市教育委員会学校教育課	3
2 貸 付	母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)	本庁こども・くらし相談センター	3
	災害援護資金貸付	本庁保健福祉政策課	3
	災害援護経費(生活福祉資金)	市社会福祉協議会成年後見センター	3
	緊急小口資金(生活福祉資金)	市社会福祉協議会成年後見センター	3
	中小企業災害復旧資金利子補助金	本庁商工振興課	4
	農業近代化資金	本庁農政畜産課	4
	霧島市農業経営振興資金	本庁農政畜産課	4
3 税 金	個人市県民税の減免	本庁税務課及び各総合支所地域振興課	4
	個人市県民税の雑損控除	本庁税務課及び各総合支所地域振興課	5
	国民健康保険税の減免	本庁税務課及び各総合支所地域振興課	5
	固定資産税・都市計画税の減免	本庁税務課及び各総合支所地域振興課	6
	市税の徴収猶予	本庁収納課及び各総合支所地域振興課	6
4 清掃・衛生	ごみ処理手数料減免	本庁環境衛生課、隼人市民福祉課及び各総合支所市民生活課	7
	感染症予防事業	本庁環境衛生課、隼人市民福祉課及び各総合支所市民生活課	7
	粗大ごみ等収集	本庁環境衛生課、隼人市民福祉課及び各総合支所市民生活課	8
5 保険・年金	国民健康保険一部負担金の減免	本庁保険年金課	8、12
	後期高齢者医療の一部負担金の減免	本庁保険年金課、隼人市民福祉課及び各総合支所市民生活課	8
	後期高齢者医療保険料の減免	本庁保険年金課、隼人市民福祉課及び各総合支所市民生活課	8
	災害に伴う国民年金保険料免除	本庁保険年金課、日本年金機構加治木年金事務所	8

6 福 祉	保育所の入所	本庁子育て支援課	9
	保育所負担金の減免	本庁子育て支援課	9
	介護保険料の減免、徴収猶予	本庁税務課	9
7 治 山	県営県単治山事業	本庁林務水産課	9
	県単補助治山事業	本庁林務水産課	9
	公共治山事業(国庫・交付金)	本庁林務水産課	9
8 市 営 住 宅	公営住宅特定入居	本庁建築住宅課及び各総合支所市民生活課	10
9 水 道	災害に伴う水道料金の減免	上下水道総務課	10
	下水道使用料	上下水道総務課	10
	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	下水道工務課	10
10 応 急 復 旧	宅地災害応急復旧重機借上げ、原材料支給支援	本庁安心安全課、隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課	11
11 罹 災 証 明	罹災証明書発行	本庁安心安全課、隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課	11

# 被災者支援制度

## 1 給付

市外局番:( 0995 )

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
市法外援護見舞金	①死亡の場合 ……1人につき10万円を支給 ②住家が全焼、全壊等の場合 ……1世帯につき5万円を支給 ③罹災による著しき負傷の場合 ……1人につき3万円を支給 ④住家の半焼半壊の場合 ……1世帯につき3万円を支給 ⑤住家の一部類焼の場合 ……1世帯につき1万円を支給	災害救助法及び霧島市災害 弔慰金の支給等に関する条 例の適用を受けない災害に よって被害を受けた方	保健福祉政策課  64-0904
災害弔慰金	①死亡者が生計を主として維持 していた場合…500万円以内を 支給 ②その他の場合…250万円以 内を支給	【適用条件】 市内で住居の滅失した世帯 数が5以上である災害 ほか  【対象者】 死亡した方の遺族 [順位]1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 上記のいずれも存しない場 合、兄弟姉妹(同居し又は 生計を同じくしていた者)	保健福祉政策課  64-0904
災害障害見舞金	①生計を主として維持していた 方が障害を受けた場合…250万 円以内を支給 ②その他の場合…125万円以 内を支給	【適用条件】 市内で住居の滅失した世帯 数が5以上である災害 ほか  【対象者】 災害により重度の障害(両目 失明、両上肢ひじ関節以上 切断等)を受けた方	保健福祉政策課  64-0904
被災者生活再建 支援金	①住宅の被災程度に応じて支給 する支援金(基礎支援金) 全壊等100万円 大規模半壊50 万円(中規模半壊は基礎支援金 はなく、加算支援金のみ) ②住宅の再建方法に応じて支給 する支援金(加算支援金) 【全壊、大規模半壊】建設・購入 200万円 補修100万円 賃借(公 営住宅を除く)50万円 (世帯人数1人の場合は金額の 3/4) 【中規模半壊】建設・購入100万 円 補修50万円 賃借25万円	【適用条件】 市内で住居の全壊が10世 帯以上ある災害 ほか  【対象者】 住宅が全壊、大規模半壊又 は中規模半壊した世帯	保健福祉政策課  64-0904
小災害罹災者に 対する援護措置	被服寝具その他生活必需品等を 支給	【適用条件】 災害救助法の適用を受けない 災害で、20世帯以上の世 帯の全焼若しくは、30世帯以 上の世帯の全壊流失がある 災害  【対象者】 住家が全壊、半壊又は床上 浸水等した世帯	保健福祉政策課  64-0904

県単災害弔慰金	死亡した方の遺族に100万円を支給	<p>【適用条件】 一つの市町村の区域内において住家の滅失した世帯数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害 ほか</p> <p>【対象者】 死亡した方の遺族 [順位]1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 上記のいずれも存しない場合、兄弟姉妹(同居し又は生計を同じくしていた者)</p>	保健福祉政策課 64-0904
県住家災害見舞金	1世帯につき10万円を支給	<p>【適用条件】 災害救助法の適用があった災害 ほか</p> <p>【対象者】 住家が全壊、流失または埋没した世帯の世帯主</p>	保健福祉政策課 64-0904
県被災者生活支援金	<p>【住家】 ①住家の被災程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 全壊等100万円 大規模半壊50万円(中規模半壊は基礎支援金はなく、加算支援金のみ) ②住家の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 【全壊、大規模半壊】建設・購入200万円 補修100万円 賃借(公営住宅を除く)50万円(世帯人数1人の場合は金額の3/4) 【中規模半壊】建設・購入100万円 補修50万円 賃借25万円 ③半壊・床上浸水20万円 【小規模事業者】 一律20万円</p>	<p>【適用条件】 「被災者生活再建支援法」が適用された災害 ほか</p> <p>【対象者】 ①大規模半壊、中規模半壊若しくは床上浸水の住家被害を受けた世帯 ②商工業を行う拠点である店舗等が大規模半壊、中規模半壊若しくは床上浸水の住家被害を受けた小規模事業者</p>	保健福祉政策課 64-0904
県共同募金会 災害見舞金	<p>①死亡の場合 ・・・1人につき1万8千円を支給 ②住家が全焼・全壊の場合 ・・・世帯につき1万5千円を支給 ③住家が半焼・半壊の場合 ・・・世帯につき1万円を支給</p>	<p>【適用条件】 火災、その他不測不可避の災害(交通事故を除く。)が発生したとき</p> <p>【対象者】 被災者または遺族</p>	市社会福祉協議会 総務課 県共同募金会霧島市共同募金委員会 45-1557
市社会福祉協議会 災害見舞金	<p>①死亡の場合 ・・・1人につき2万円を支給 ②住家が全焼・全壊の場合 ・・・世帯につき2万円を支給 ③罹災による著しき負傷の場合 ・・・1人につき1万円を支給 ④住家が半焼・半壊の場合 ・・・世帯につき1万円を支給</p>	<p>【適用条件】 火災、その他不測不可避の災害(交通事故を除く。)が発生したとき</p> <p>【対象者】 被災者または遺族</p>	市社会福祉協議会 総務課 45-1557
日本赤十字社 災害死亡弔慰金	死亡者1人につき2万円を遺族に支給	自然災害(地震、台風、高潮、洪水等)及び火災による死亡者の遺族に弔慰金を支給する。	市社会福祉協議会 総務課 日本赤十字社鹿児島県支部 霧島市地区 45-1557

日本赤十字社 災害救援物資の配分	次の救援物資を支給する ・毛布・・・1枚/人 ・緊急セット・・・1個/世帯 ・タオルケット・・・1枚/人 ・ブルーシート・・・1枚/世帯	全焼、半焼、全壊、半壊流失 及び床上浸水の被害にあつた世帯に救援物資を支給	市社会福祉協議会 総務課 日本赤十字社鹿児島県支部 霧島市地区 45-1557
被災等児童生徒に係る教科書給与	火災・風水害等の被災により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等	適用条件 災害救助法が適用された場合又は特に認められる場合 対象者 市立小・中学校に在籍する児童生徒	教育委員会 学校教育課 64-0707
霧島市就学援助事業	火災・風水害等の被災により就学が困難となった場合における学用品費、給食費等の補助	適用条件 災害状況に応じて個別に判断 対象者 市立小・中学校に在籍する児童生徒	教育委員会 学校教育課 64-0707

## 2 貸付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)	災害により家屋に被害を受けた方々に対し、その住宅の補修に必要な資金を貸付 貸付限度額 200万円	①母子・父子家庭の母または父や寡婦(同居している子どもの被扶養者となっている方を除く) ②①の対象者が現に居住し、かつ原則として所有する住宅の補修等をされる方。 ③工事総額の30%以上の自己資金を保有している方。 ※詳細については、お問い合わせください。	こども・くらし相談センター 64-0881
災害援護資金貸付	被害の程度により350万円を限度に貸付を行う。	【適用条件】 災害救助法の適用があった災害 ほか 【対象者】 ①災害により世帯主が重傷となった場合 ②住居が滅失した場合 ③家財に損害があった場合	保健福祉政策課 64-0904
災害援護経費(生活福祉資金)	災害により被害を受けた世帯に対し、自立更生のために必要となる資金の貸付を行う。 貸付限度額150万円	低所得世帯 ※詳細については、お問い合わせください。	市社会福祉協議会 成年後見センター 45-1557
緊急小口資金(生活福祉資金)	火災等の被災により、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合において、小額の資金の貸付を行う。 貸付限度額10万円	低所得世帯 ※詳細については、お問い合わせください。	市社会福祉協議会 成年後見センター 45-1557

中小企業災害復旧 資金利子補助金	災害復旧のために特定の資金を 借り入れた中小企業者等に対 し、借入金の利子の一部を補助	県の指定する災害により被 災を受けた市内に事業所を 有する中小企業者等  ※詳細については、お問い 合わせください。	商工振興課  64-0912
農業近代化資金	台風等で被害を受けた農家等 に対し、農協等から受けた融資の 利子について、国・県・市が補助 を行う。(金額は資金の種類や金 利により異なる。)	農業者(農業を営む者)等	農政畜産課  64-0910
霧島市農業経営 振興資金	台風等で被害を受けた農家等 に対し、災害復旧を図るために必 要な資金の融資を行う。	本市に居住する60歳以下の 農業を営む者及び営もうとす る者	農政畜産課  64-0910

### 3 税金

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
個人市県民税の減免	①災害により死亡した場合…全 部免除 (災害を受けた日以後1年以内 に納期の到来する税額)  ②災害により障害者になった場 合…10分の9を減免 (災害を受けた日以後1年以内 に納期の到来する税額)  申告期限 災害発生後60日以内まで	①災害により死亡した人  ②災害により障害者になっ た人	国分・隼人 税務課 64-0884  溝辺 溝辺地域振興課 59-3115
	納税義務者(控除対象配偶者及 び扶養親族を含む。)の所有に かかる住宅及び家財が被害を受 けた場合、災害発生後1年以内 に納期の到来する税額を減免 (※所得金額や損害の程度に よって減免割合が異なる。)  申請期限 災害発生後60日以内まで	前年中の合計所得金額が1 千万円以下で、災害により 受けた損害の金額がその住 宅及び家財の価格の10分 の3以上である人	横川 横川地域振興課 72-0587  牧園 牧園地域振興課 76-2701  霧島 霧島地域振興課 57-1113
	農畜産物に被害を受けた場合、 災害を受けた日以後1年以内に 納期の到来する農業所得に係る 所得割の額を減免(※所得金額 や損害の程度によって減免割合 が異なる。)  申請期限 災害発生後60日以内まで	前年中の合計所得金額が1 千万円以下(当該合計所得 金額のうち、農業所得以外 の所得が4百万円を超えるも のを除く。)で、農畜産物の 減収による損失額の合計額 が平年における当該農畜産 物による収入額の合計額の 10分の3以上である人	福山 福山地域振興課 56-2012

<p>個人市県民税の 雑損控除</p>	<p>所有する資産について災害等により損失が生じた場合に、下記の①②のいずれか多い金額を所得金額から控除する。</p> <p>①(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等×10分の1</p> <p>②災害関連支出額－5万円</p>	<p>納税義務者(生計を一にする配偶者その他の親族含む)が所有する資産が災害、盗難、横領による損失を受けた場合</p>	<p>国分・隼人 税務課 64-0884</p> <p>溝辺 溝辺地域振興課 59-3115</p> <p>横川 横川地域振興課 72-0587</p> <p>牧園 牧園地域振興課 76-2701</p> <p>霧島 霧島地域振興課 57-1113</p> <p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>
<p>国民健康保険税の 減免</p>	<p>①災害により死亡した場合…全部免除 (災害を受けた日以後1年以内に納期の到来する税額)</p> <p>②災害により障害者になった場合…10分の9を減免 (災害を受けた日以後1年以内に納期の到来する税額)</p> <p>申告期限 災害発生後60日以内まで</p>	<p>①災害により死亡した人</p> <p>②災害により障害者になった人</p>	<p>国分・隼人 税務課 64-0884</p> <p>溝辺 溝辺地域振興課 59-3115</p> <p>横川 横川地域振興課 72-0587</p> <p>牧園 牧園地域振興課 76-2701</p> <p>霧島 霧島地域振興課 57-1113</p> <p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>
<p>納税義務者(世帯内の被保険者を含む。)の所有にかかる住宅及び家財が被害を受けた場合、災害発生後1年以内に納期の到来する税額を減免(※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)</p> <p>申請期限 災害発生後60日以内まで</p>	<p>前年中の合計所得金額(納税義務者及び被保険者の合計額)が1千万円以下で、災害により受けた損害の金額がその住宅及び家財の価格の10分の3以上である人</p>	<p>横川 横川地域振興課 72-0587</p> <p>牧園 牧園地域振興課 76-2701</p> <p>霧島 霧島地域振興課 57-1113</p> <p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>	
<p>農畜産物に被害を受けた場合、災害を受けた日以後1年以内に納期の到来する農業所得に係る所得割の額を減免(※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)</p> <p>申請期限 災害発生後60日以内まで</p>	<p>前年中の合計所得金額(納税義務者及び被保険者の合計額)が1千万円以下(当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が4百万円を超えるものを除く。)で、農畜産物の減収による損失額の合計額が平年における当該農畜産物による収入額の合計額の10分の3以上である人</p>	<p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>	

<p>固定資産税・都市計画税の減免</p>	<p>一定規模以上の被害(全壊、半壊、床上浸水等)を受けた場合、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する当年度分の税額を減免(※損害の程度によって減免割合が異なる。)</p> <p>申請期限 災害を受けた日から60日以内</p>	<p>災害により被災を受けた固定資産(土地、家屋、償却資産)の納税義務者</p>	<p>国分・隼人 税務課 64-0884</p> <p>溝辺 溝辺地域振興課 59-3115</p> <p>横川 横川地域振興課 72-0587</p> <p>牧園 牧園地域振興課 76-2701</p> <p>霧島 霧島地域振興課 57-1113</p> <p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>
<p>市税の徴収猶予</p>	<p>災害等により市税を納付することができない場合、一定期間その徴収を猶予する。</p>	<p>納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、市税を納付することができない者。</p>	<p>国分・隼人 収納課 64-0892</p> <p>溝辺 溝辺地域振興課 59-3115</p> <p>横川 横川地域振興課 72-0587</p> <p>牧園 牧園地域振興課 76-2701</p> <p>霧島 霧島地域振興課 57-1113</p> <p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>

#### 4 清掃・衛生

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
ごみ処理手数料減免	自然災害で発生した一時多量ごみのごみ処理手数料の減額又は免除	<p>対象者：被災者</p> <p>搬入前に現地調査を実施いたします。</p> <p>※詳細については、お問い合わせください。</p>	<p>国分 環境衛生課 64-0950</p> <p>隼人 隼人市民福祉課 42-1115</p> <p>溝辺 溝辺市民生活課 59-2923</p> <p>横川 横川市民生活課 72-0512</p> <p>牧園 牧園市民生活課 76-2713</p> <p>霧島 霧島市民生活課 57-0103</p> <p>福山 福山市民生活課 56-2113</p>
感染症予防事業	土砂災害、床下床上浸水した世帯の消毒作業	<p>・対象 災害等により感染症の病原体に感染された場所又は、感染された疑いのある場所</p> <p>・適用条件 <u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が適用された場合</u></p>	<p>国分 環境衛生課 64-0950</p> <p>隼人 隼人市民福祉課 42-1115</p> <p>溝辺 溝辺市民生活課 59-2923</p> <p>横川 横川市民生活課 72-0512</p> <p>牧園 牧園市民生活課 76-2713</p> <p>霧島 霧島市民生活課 57-0103</p> <p>福山 福山市民生活課 56-2113</p>

粗大ごみ等収集	自然災害で発生した畳や家具など、家庭の粗大ごみ等の収集、処分	対象者:被災者(家庭ごみに限る) ・適用条件 原則として「災害救助法が適用された場合」 ※詳細についてはお問い合わせください。	国分	環境衛生課 64-0950
			隼人	隼人市民福祉課 42-1115
			溝辺	溝辺市民生活課 59-2923
			横川	横川市民生活課 72-0512
			牧園	牧園市民生活課 76-2713
			霧島	霧島市民生活課 57-0103
			福山	福山市民生活課 56-2113

## 5 保険・年金

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
国民健康保険 一部負担金の減免	災害など特別な事情に伴い、生活が著しく困難となった場合に、医療機関等での一部負担金の減額・免除を行うもの。	震災・風水害・火災その他これに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき。「詳細は12ページに記載」	保険年金課 64-0886
後期高齢者医療の 一部負担金の減免	災害により生活が困窮し、医療機関等での一部負担金の支払いが困難となった場合に、申請により減免を行う。 申請:発生した日から1年以内 期間:申請日から6月以内	・被保険者が震災、風水害、火災等の災害により住宅、家財等に著しい損害を受けたとき。 ・世帯主の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等の理由により著しく減少したとき。 ※詳細については、お問い合わせください。	国分 保険年金課 64-0886 隼人 隼人市民福祉課 42-1113 溝辺 溝辺市民福祉課 59-2923 横川 横川市民福祉課 72-0512
後期高齢者医療保険料の減免	災害により生活が困窮し、後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合に、申請により減免を行う。 期間:発生の翌月から1年以内	・被保険者又はその属する世帯の世帯主が災害により住宅、家財等に著しい損害を受けたとき。 ・被保険者の属する世帯の世帯主の収入が災害による農作物の不作、不漁等の理由により著しく減少したとき。 ※詳細については、お問い合わせください。	牧園 牧園市民福祉課 76-2713 霧島 霧島市民福祉課 57-0103 福山 福山市民福祉課 56-2113
災害に伴う国民年金 保険料免除	災害により保険料を納めることが困難なとき、申請し承認を受ければ、保険料の納付が全額あるいは一部免除されるもの。	災害により本人または世帯員が所有する財産について、被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき。	保険年金課 64-0886 日本年金機構 加治木年金事務所 62-3511

## 6 福祉

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
保育所の入所	災害等で保育の入所を必要とする場合	児童の保護者が、震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たり、当該児童を保育することができない場合	子育て支援課 64-0991
保育所負担金の減免	災害等で保育所負担金の納付が困難の場合	本人又は納入義務者が、災害を受けた場合	子育て支援課 64-0991
介護保険料の減免、徴収猶予	災害により損害を受け、介護保険料の納付が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免、徴収猶予 申請期限 災害発生後60日以内まで	65歳以上の第1号被保険者又はその者の属する世帯の生計を維持する者が、住宅家財又はその他の財産に損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされる金額を除く)が、住宅等の価格の10分の3以上の場合でその世帯の合計所得金額が1千万円以下であるもの	税務課 64-0884

## 7 治山

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
県営県単治山事業	自然災害により崩壊した林地で、国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧工事 事業主体 県	保全対象 ・公共施設 ・農地2ha以上 ・重要なため池又は用水施設 対象者 ・山林所有者	林務水産課 64-0938
県単補助治山事業	自然災害により崩壊した林地で、国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧工事 事業主体 市 分担金 事業費の10分の1	保全対象 ・人家2戸以上 対象者 ・山林所有者	林務水産課 64-0938
公共治山事業 (国庫・交付金)	自然災害により発生した林地崩壊地、荒廃溪流の復旧工事 事業主体 県	保全対象 ・公共施設 ・1・2級河川上流 ・人家10戸以上 ・農地(10ha以上)又はため池 対象者 ・山林所有者	林務水産課 64-0938

## 8 市営住宅

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
公営住宅特定入居	住宅が被災し、居住できなくなった時に特定の市営住宅への入居	被災者でかつ市営住宅の入居条件を満たしていること ※詳細については、お問い合わせください。	<p>国分 建築住宅課 隼人 64-0909</p> <p>溝辺 溝辺市民生活課 59-2935</p> <p>横川 横川市民生活課 72-0589</p> <p>牧園 牧園市民生活課 76-2710</p> <p>霧島 霧島市民生活課 57-3614</p> <p>福山 福山市民生活課 56-2122</p>

## 9 水道

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
災害に伴う水道料金の減免	水道料金の減免	災害により建築物等が損壊し、給水装置等が使用不能の状態になったとき	上下水道総務課 42-3518
下水道使用料	災害等により納入の資力を失った使用者の下水道使用料に対して減額又は免除を行うことができる。	災害等により納入の資力を失った使用者。	上下水道総務課 42-3518
下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害が生じたことにより、受益者負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる場合	災害が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる受益者	下水道工務課 42-1143

## 10 応急復旧

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
宅地災害応急復旧 重機借上げ及び 原材料支給支援	宅地等が被災した場合、応急復旧に要する重機の借上料の支援及び土のう袋等の原材料を支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した宅地のある地区に自主防災組織が結成されていること</li> <li>・原材料支給については、二次災害の発生する恐れがあること</li> </ul>	<p>国分 安心安全課 64-0997</p> <p>隼人 隼人地域振興課 42-1112</p> <p>溝辺 溝辺地域振興課 59-3115</p> <p>横川 横川地域振興課 72-0582</p> <p>牧園 牧園地域振興課 76-2701</p> <p>霧島 霧島地域振興課 57-1112</p> <p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>

## 11 罹災証明

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
罹災証明書発行	自然災害により被災された方に罹災証明書を発行 (落雷については、発行していません。)	自然災害の被災者	<p>国分 安心安全課 64-0997</p> <p>隼人 隼人地域振興課 42-1112</p> <p>溝辺 溝辺地域振興課 59-3115</p> <p>横川 横川地域振興課 72-0582</p> <p>牧園 牧園地域振興課 76-2701</p> <p>霧島 霧島地域振興課 57-1112</p> <p>福山 福山地域振興課 56-2012</p>

# 国民健康保険制度における一部負担金減免制度について

霧島市 保健福祉部 保険年金課

## 減免制度の基本的な内容

- ① 災害などの特別な事情により、収入などが大幅に減少したことにより、医療費に関する一部負担金を支払うことが困難と認められた場合には、一部負担金に係る減免制度を受けられます。  
※特別な事情とは表1のとおりです。
- ② 減免を受ける場合には市役所に申請が必要です。
- ③ 減免が受けられると認められた場合、その内容は3ヶ月間の月平均所得金額に応じて決められます。  
※減免の内容は表2のとおりです。
- ④ 減免を受けられる期間は3ヶ月以内です。

表1 特別な事情

減免を受けることができる特別な事情とは、次に掲げる場合をいいます。	
(1)	干ばつ、冷害等による農作の物不作その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
(2)	震災、風水害、火災その他これに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき。
(3)	事業の廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
(4)	その他前3号に類する理由があるとき。

表2 減免内容及び要件

(イ) 減免の内容については、次の通りです。			
減免の内容は、その世帯の3ヶ月間の月平均所得金額と生活保護基準額との割合に応じて減免される内容が決められます。			
	区 分	内 容	期 間
(1)	月平均所得金額の生活保護基準に対する割合が115%未満の場合	免 除	3ヶ月以内
(2)	月平均所得金額の生活保護基準に対する割合が125%未満の場合	7割の免除	3ヶ月以内
(3)	月平均所得金額の生活保護基準に対する割合が135%未満の場合	4割の免除	3ヶ月以内
(4)※	月平均所得金額の生活保護基準に対する割合が135%以上の場合	支払猶予	3ヶ月以内

上記決定にあたっては、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 世帯主及び当該世帯主が属する世帯に属する国民健康保険の被保険者の預貯金の額の合計額が、生活保護法による生活保護基準額の3か月に相当する額以下であること。
- (2) 対象世帯の世帯員(国民健康保険の被保険者でない者を含む。)が、利用し得る資産の全てについて活用を図っていること。ただし、当該資産が、生活上の必需財産である等により、当該資産の活用ができないと認められる場合は、この限りでない。

※6か月以内に一部負担金の納付が可能なときに限り、3か月以内の一部負担金所要見込額につき支払猶予を決定する

《問い合わせ》  
〒 899-4394  
霧島市国分中央三丁目45-1  
霧島市 保健福祉部 保険年金課  
国民健康保険グループ  
TEL 0995-45-5111